

7 保医医安第 9 6 3 号

令和 8 年 1 月 1 5 日

関係機関各位

東京都保健医療局長

(公印省略)

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（その 3）

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から通知がございましたのでお知らせします。

本件については、下記のとおり保健医療局ホームページ「医療安全課からのお知らせ」に当該通知を掲載いたしましたのでお知らせします。

(<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/about/soshiki/isei/ian/oshirase>)

つきましては、上記 URL より資料等をダウンロードしていただき、貴会員並びに関係職員へご周知いただきたく、何卒よろしくお願いいたします。

記

送付書類

- ・ 医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（その 3）

（令和 7 年 1 2 月 2 6 日付医政発 1 2 2 6 第 1 2 号）

（問合せ先）

東京都保健医療局医療政策部医療安全課指導担当

電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 4 3 2